個別指標の中間評価について(案)

	指標名	 策定時	目標値	実績(2年目)	達成状況		目標達成に向けた今後の取組等
1	受動喫煙の機会	行政機関5.5% 医療機関2.7% 職 場37.8% 飲食店48.3% (平成27年度)	受動喫煙を なくす	行政機関8.4% 医療機関6.8% 職 場32.5% 飲食店55.5% (平成29年度)	С	所管意見	・都では、平成30年6月に東京都受動喫煙防止条例を制定し、令和2年4月より全面施行しているが、左記の実績値は平成29年度のものであるため、条例の制定や施行に関する効果は反映されていない(令和2年度の実績は令和3年度末以降に公表予定)。※国の改正健康増進法は、平成30年7月制定・令和2年4月全面施行・一方、改正法・条例の制定後、都では、受動喫煙による健康影響を含め、新制度の概要等について、都民や事業者に対して積極的に普及啓発を展開しており、令和元年度に実施した「受動喫煙に関する都民の意識調査」では、「官公庁・病院等」「職場」「飲食店」いずれにおいても、"1年の間に受動喫煙を経験した"割合は減少している。・令和2年4月から、屋内での受動喫煙を経験した"割合は減少している。・令和2年4月から、屋内での受動喫煙を防止するための新たなルールがスタートしており、都民や事業者がこれを遵守することで受動喫煙を防止することができるようになることから、今後も引き続き、事業者等への助言指導を行う保健所設置区市等と連携しながら、受動喫煙防止に向けて取組を推進していく。 ※資料7参照
٠,	拠点病院等の整 備数	58か所 (平成29年度)	同数以上	57か所 (令和元年 度)	С	協議会意見 所管意見 協議会意見	・都では、東京都がん診療連携拠点病院は、既にがんの医療圏当たり1か所以上が指定されているところである。 ・東京都がん診療連携協力病院が事業譲渡に伴い1か所減となったことにより、病院数としては減となった。 ・都内には高度な医療を提供し、拠点病院の要件を満たす病院がまだ存在しており、これらの病院については、拠点病院として指定する必要性や相乗効果を勘案し、拠点病院の増に向けて検討を行う。 ・協力病院については、毎年度新規指定の募集を行っているところであり、対象となりうる病院に対し積極的に声掛けを行う等により、確保を目指す。
3	東京都がんポー タルサイトの閲覧 数(小児がん)	15,017 (平成28年度)	増やす	11,785 (令和元年 度)	D	所管意見	・計画策定時点では、小児がんが新たなトピックとして注目を浴びていた。 ・主に、「小児がん拠点病院・東京都小児がん診療病院」及び「東京都小児がん診療連携ネットワーク」のページで閲覧数が減少しているが、これは、平成25年度の制度開始以降、小児がん拠点病院・東京都小児がん診療病院は新たな指定がなかったことや、東京都小児がん診療連携ネットワークの仕組みに変更がなかったことから、既に情報が浸透したことも要因の一つとして考えられる。 ・また、東京都小児がん診療連携ネットワークの参画病院を中心とした東京都小児がん診療連携協議会の取組についても、制度開始当初の対外的な発信からより具体的・実務的な取組にシフトしている。 ・昨年度は、豆知識としてAYA世代が直面する問題である「がんの治療と妊孕性の温存」について掲載し、内容の充実を図っており、今後も内容を充実させていく。 ・ただし、この指標については、患者数の少ない「小児・AYA世代がんの患者への支援」に関する指標としてはなじまないとも考えられるため、より適切な指標についての検討も必要である。
						協議会意見	